

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： ○ 自動車運転免許試験場 即日 ○ 警察本部運転免許管理課及び警察署 15日間
申 請 先： 警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
問 い 合 わ せ 先： 警察本部運転免許管理課(092-641-4141 内5316)、警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
備 考：